

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会

「行政機関個人情報保護法・独法等個人情報保護法の改正に向けた考え方」

検討の背景

情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、利用価値の高いとされているパーソナルデータの利活用を進めていくことは官民を通じた重要な課題
昨年の通常国会において、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、民間部門の個人情報について、個人情報保護法が改正

研究会（平成26年7月～）

公的部門に「匿名加工情報」の仕組みを設ける等の行政機関個人情報保護法等の法改正を行うに当たって、行政機関等が保有するデータの特徴を踏まえた、主な法律的論点を整理し、平成28年3月7日に最終報告。

I 法改正の目的

匿名加工情報の提供が新たな産業の創出等に寄与することについて、従来の法目的との対立のないよう、目的規定の中で個人情報の有用性への配慮を言及

II 個人情報の定義の明確化

個人情報保護法改正と同様の改正（個人識別符号）

III 要配慮個人情報の取扱いに関する規定の整備

個人情報保護法改正と同様の改正（定義（人種、信条等）、要配慮個人情報が含まれる場合は個人情報ファイル簿にその旨記載）

IV 公的部門の匿名加工情報の在り方

○ 匿名加工情報の仕組み

- ・ 活力ある経済社会等の実現のための仕組み
- ・ 利活用のメリットと権利利益の保護のバランス、行政の適正かつ円滑な運営に配慮

IV 公的部門の匿名加工情報の在り方（続き）

○ 匿名加工情報の定義

- ・ 官民流通の観点から、個人情報保護法改正と同様の改正

○ 提供の対象としない情報

- ・ 取得プロセスの権力性・義務性、本人にとっての秘匿性とも相関
- ・ 行政機関等の事務事業に支障の生じるおそれがある場合
- ・ 情報公開法の不開示情報のリストと基本的に一致

○ 匿名加工情報の流通

- ・ 提供先との契約
- ・ 情報公開法の開示の対象外
- ・ 行政機関の長等の裁量による提供
- ・ 対価の徴収

○ 公的部門の規律

- ・ 個人情報保護法改正と同様の改正（行政機関等が作成・提供する場合の規律等）

○ 加工基準

- ・ 民間部門と同等の内容を個人情報保護委員会規則により定める

V 匿名加工情報に係る規律の確保

○ 公的部門の監督

- ・ 民間部門と併せて個人情報保護委員会が監視・監督。基本的には民間事業者に対する権限と同様のものとするが、対象が行政機関であることを踏まえ、必要かつ適切な権限規定

V 匿名加工情報に係る規律の確保（続き）

○ 公的部門の特徴に応じた措置

- ・ 提供先からの不適正な流出の場合には、行政機関等が委員会に対して民間事業者等への適切な権限行使を求めるケースがありうる
- ・ 行政機関等に提供を促していくような運用上の取組
- ・ 提供の判断に関するガイドラインと遵守状況の確認
- ・ 安心して匿名加工を委託できる機能の整備

VI 独立行政法人等の取扱い

独立行政法人等個人情報保護法には行政機関個人情報保護法に準じた規定を設ける

独立行政法人等が手数料の額を参酌して定める

「行政機関等の保有するパーソナルデータに関する研究会」 構成員

藤原 静雄	中央大学大学院法務研究科教授 【座長】
大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
佐藤 一郎	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授
庄司 昌彦	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授／主任研究員
松村 雅生	日本大学大学院法務研究科教授

（オブザーバー） 個人情報保護委員会事務局

（事務局） 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室